

第七十四回
帝國議會
貴族院

人事調停法案特別委員會會議事速記録第八號

付託議案(追加)

裁判所構成法改正法律案(衆)

檢察廳法案

商法ヲ引用スル條文ノ整理ニ關スル法律案

案

昭和十四年三月十五日(水曜日)午前十時

十一分開會

○委員長(伯爵二荒芳徳君) ソレデハ商法

ヲ引用スル條文ノ整理ニ關スル法律案ノ委

員會ヲ只今ヨリ開會致シマス、政務次官

○政府委員(倉元要一君) 御説明申上ゲマ

ス、商法ヲ引用スル條文ノ整理ニ關スル法

律案ニ付テ御説明申上ゲタイト存ジマス、

本案提出ノ理由ニ付キマシテハ本會議ノ際

其ノ概要ヲ申述べタノデアリマスガ、去ル

七十三回帝國議會ニ於キマシテ、御協賛ヲ

得マシタ商法中改正法律及有限會社法ハ、

何レモ昨年四月公布セラレマシテ、目下當

局ニ於テ其ノ施行ノ準備ヲ進メテ居ル次第

デアリマス、然ルニ商法ノ改正ハ御承知ノ

如ク、主トシテ總則編及會社編ニ關スルモ

ノデアリマスルガ、第三編商行爲以下ノ規

定ニ付キマシテモ、條數ノ變更等ノ改正ガ

行ハレマシタ結果、從前ノ商法ノ規定ヲ引

用シテ居リマス他ノ法律ノ條文デ、從前ノ

商法ノ規定ト之ニ該當スル改正以後ノ規定

トヲ置キ換ヘル必要ヲ生ズルモノガ多數ア

ルノデアリマシテ、其ノ他有限會社法ノ制

定ニ伴ヒ、改正ヲ要スルモノモアルノデア

リマス、本案ハ斯様ナ法律ノ條文ニ付キマ

シテ、商法ノ改正及有限會社法ノ制定ニ伴

フ整理、即チ必要已ムヲ得ザル限度ノ改正

ヲ加ヘムトスルモノデアリマス、尙詳細ノ

點ハ御質問ニ應ジ、政府ノ委員ヨリ御説明

ヲ申上ゲルコトニ致シタイト存ジマス、何

卒御審議ノ上、本案ノ通過ニ御盡力アラム

コトヲ切望致ス次第デゴザイマス

○政府委員(大森洪太君) 御許シヲ得マシ

テ、敷衍的ニ御説明申上ゲタイト思フノデ

アリマス、今回御審議ヲ願ヒマスル商法ヲ

引用スル條文ノ整理ニ關スル法律案デアリ

マスルガ、是ハ矢張り昨年御協賛ヲ得マシ

タ商法中改正法律ノ施行伴ヒマスル必要の

改正デアリマシテ、此ノ前ニ種々御審議ヲ

願ヒマシタ諸法案ト同ジヤウナ趣旨デアリ

マス、而モ其ノ中デ最モ機械的ト申シマス

ルカ、形式的ト申シマスルカ、色々ノ他ノ

法律ノ條文ニ當リマシテ、ソレヲ置キ換ヘ

タト云フニ過ギナイモノデアリマス、御覽

ノ通りニ商法ヲ引用致シテ居リマスル法律

ハ此處ニ舉ゲタ所デ三十九種類アルノデア

リマス、其ノ三十九種類ノ法律ノ中デ、商

法ノ條文ヲ準用シテ居ルモノモアリマスル

シ、又商法ノ規定ノアルモノヲ適用セズト

云フコトニ致シテ居ルモノモアルノデアリ

マス、即チ商法第何條ノ規定ハ斯様ナ場合

ニ準用スルトカ商法第何條ノ規定ハ斯様ナ

場合ニハ適用セズト云フヤウナ工合ニナッ

テ居ルノデアリマス、然ルニ商法中改正法

律ガ施行ニナリマスルト、ソレ等ノ條文ノ

數ガ皆狂ッテ參リマスルカラ、新規定ノ條文

ニ當テ嵌メテ之ヲ置キ換ヘルト云フノガ、

本案ノ骨子デアリマス、御承知ノ通りニ商

法中改正法律ハ商法ノ第一編總則第二編ノ

會社ニ根本的改正ヲ加ヘタモノデアリマス

ルガ、條文ガ從前ノ規定ノ當該部分ニ比シ

マシテ、約二倍ニモ互ツタノデアリマスルカ

ラ、勢ヒ第三編商行爲第四編海商ノ條文ノ

數モソレノ順ヲ追ッテ殖エテ參ツタノデア

リマス、即チ商法ノ條文ノ數ハ全篇ヲ通ジ

テ皆狂ッテ來タノデアリマス、デアリマスル

カラ是等ノ條文ヲ引用シテ居リマスル他ノ

法律ノ條文ヲ、ソレノ新規定ニ引合セテ

整理ヲスル必要ガアルノデアリマス、尤モ

之ニ付キマシテハ三通リノ方法ガ考ヘラレ

ルノデアリマシテ、先ヅ第一ノ考ヘ方ト致

シマシテハ、其ノ儘ニ致シテ置キマシテ、

即チ何等特殊ノ法律ヲ作りマセス、サウシ

テ唯解釋ニ任セマシテ、在來例ヘバ第十條

トアルノヲ、新規定デハ第十五條ニ當ッテ

居ルカラ、解釋上第十條トアルノヲ第十五

條ト讀ムベシト云フ工合ニ、進ンデ行クノ

モ一ツノ遣リ方デアリマセウ、併シハ最

モ不親切ナ遣リ方ダト思フノデアリマス、

第二ノ遣リ方ト致シマシテハ、唯一本法律

ヲ書キマシテ他ノ法律ヲ引用シテ居リマス

ル條文ニ付デハ、商法ノ從前ノ規定ニ依ル

ノデアルト云フコトニ致シマシテ、他ノ規

定デ例ヘバ第十條トアリマスルノハ、從前ノ規

定ノ第十條ヲ言フノデアルト云フコトニスル

ノモ一ツノ方法デアリマセウ、是ハ極メテ簡

單デアリマスルケレドモ、併シ他ノ法律ニ引用

シテ居リマスルモノニ關スル限リニ於テ、從

前ノ規定ガイツ迄モ續イテ殘ルノデアリマ

シテ、法規ノ整備トシテ甚ダ面白クナイト

考ヘラレルノデアリマス、デアリマスルカ

ラ勢ヒドウシテモ第三ノ遺り方、即チ總テノ條文ヲ置キ換ヘル、ウルサイコトデアリマスルケレドモ、是ガ最モ親切ナ妥當ナ遣リ方デハナイカト思フノデアリマス、即チ本案ハ右申シマシタ第三ノ遺り方ニ從ツタノデアリマシテ一々ソレヲ拾ッテ行ツタノデアリマス、而モ此ノ三十九種ノ法律ハソレゾレ主管省ガ違ヒマスルカラ、其ノ主管省タル各省ト熟議ヲ經タノデアリマシテ、相當苦勞ヲ致シタノデアリマスルケレドモ、唯骨子ハ先程申上ゲマシタ通りニ、他ノ法律ニ引用シテ居リマスル條文ヲ新規定ニ從ツテ、其ノ數ヲ整理シテ行クト云フダケノコトデアリマス、ソレデ其ノ整理ノ方法デアリマス、本案ニ付テ御覽ニナリマスル通りニ、三通リアルノデアリマス、先ヅ第一ノ方法ハ第二條デアリマス、是ハ御一覽ノ通りニ條文ノ數ヲ擧ゲマシテ、何條々ト云フ工合ニ之ヲ明カニ置キ換ヘタノデアリマス、第二ノ方法ハ直グ次ニアリマスルガ、一頁ノ終リノ部分デアリマス、家畜保險法中ノ改正デアリマスルガ、「其ノ第四十七條第二項ヲ削リ同條ニ左ノ二項ヲ加フ」下致シマシテ、「組員ハ總會ニ於テ決議ニ對シ異議ヲ述ベタルトキ又ハ正當ノ理由ナクシテ總會ニ出席スルコトヲ拒マレタルトキニ限

リ、又組員ガ總會ニ出席セザル場合ニ於テハ自己ニ對スル總會ノ招集ノ手續ガ法令又ハ定款ノ規定ニ違反スルコトヲ理由トスルトキニ限り前項ノ訴ヲ提起スルコトヲ得」ト云ツタヤウニ文字ヲ明カニ掲ゲタノデアリマス、ソレハ御承知ノ通りニ現行商法ニ於キマシテハ、株主總會ノ決議無効ノ訴ニ關スル規定ニ於キマシテ、即チ現行規定ノ第六十三條ノ第二項ニ、是ト全ク同ジ趣旨ノ規定ガアルノデアリマス、ソレヲ其ノ標準用シテ居ツタノデアリマス、然ルニ其ノ規定ニ該當シマスル新規定即チ商法中改正法律ノ第二百四十七條デハ此ノ部分ヲ削除シテ居ルノデアリマス、處ガ家畜保險法ニ關シマスル限リニ於テハ之ヲ削除ヲシナイデ此ノ部分ダケハ在來ノ通りニシテ貫ヒタイ、斯ウ云フ希望デアリマシタカラ、即チ在來通りノ内容ヲ踏襲スルコトニ致シマシテ、從ッテ斯様ナ文句ヲ附加ヘル必要ヲ茲ニ生ジタノデアリマス、即チ此ノ部分ニ付キマシテハ實質上家畜保險法ノ關係ノ希望カラ致シマシテ、只條文ノ數ヲ置キ換ヘルダケデハ濟マナイコトニナツタノデアリマス、ソレカラ第三ノ方法ハ、例ヘバ第十二條デアリマス、印刷物ノ六頁ヲ御覽ヲ願ヒタイノデアリマス、六頁ノ第十二條「人造石油製

造事業法中左ノ通り改正ス」トアリマシテ、第十二條第一項中商法第二百條ノ規定ニ依ル制限ヲ商法ニ規定スル制限ニ改ム、斯様ニ致シマシタ、即チ第一ノ用例デアレバ商法第二百條ノ規定ニ依ル制限ト云フノ新規定ニ書換ヘマシテ商法第何條ノ規定ニ依ル制限トスルノガ本當デアリマセウ、併シ御承知ノ通りニ大日本發送電株式會社法其ノ他數種ノ法律ニ於キマシテ斯様ナ用例ヲ用ヒ來ツタノデアリマス、デアリマスルカラ此ノ商法第二百條ノ規定ニ依ル制限ニ關スル限リニ於キマシテハ、商法ニ規定スル制限、斯様ニ書イタ方ガ他ノ法規トノ關係上整理ガウマク行クノデアリマス、デアリマスルカラ特ニ此ノ部分ハ斯様ニ書キマシタ、即チ繰返シテ申シマスルト、條文ノ數ヲ丁寧ニ書キ換ヘタノガ第一ノ方法、ソレカラ實質ヲ書キ改メマシテ明文ヲ置イタノガ第二ノ方法、ソレカラ丁度今言ツタヤウニ商法ニ規定スル制限ト、斯様ニ抽象的ニ書キマシタノガ第三ノ方法デアリマス、第一ノ方法ニ依ル改正ガ最モ多量ヲ占メテ居リマス、斯様ナ關係カラ致シマシテソレゾレ拾ツタノデアリマシテ、唯趣旨ハ先程申シタ點ニ過ギナイノデアリマス、尙此ノ際私申誤リヲ致シマシテ恐縮デアリマスガ、先程三十

九種ノ法律ト申シマシタノハ、三十八種ノ法律デアリマスカラ、左様御訂正ヲ願ヒタイノデアリマス、尙一言申シ添ヘテ置キマスガ、此ノ三十八種ノ法律ノ外ニモ尙商法ノ規定ヲ引用シテ居ルモノモアリマスガ、ソレ等ハ總テ此ノ三十八種以外ノモノハ特ニ之ヲ訂正スル必要ガナイノデアリマス、例ヘテ申シマスルト、其ノ事項ガ既ニ全ク済ンデ居リマスカラ、將來決シテ適用セラレザル、將來適用ノ餘地ノナイモノハ其ノ儘ニ致シマシテ、例ヘテ申シマスルト、日本通運株式會社法ノ第二十三條ニ、株式申込證ノ記載要件トシテ商法ノ在來通りノ規定デアリマシテ、日本通運株式會社ガ將來株式申込證ヲ出スト云フコトハアリマセヌカラ、斯様ナモノハ別ニ改メル必要モナイト存ジタノデアリマス、サウ云フモノハ東北興業株式會社法以外十種類程ノ法律ニアルノデアリマス、ソレカラ又債券、社債券デアリマス、社債券發行ニ關スル規定デアリマシテ、既ニ發行期間ヲ經過致シマシテモウ既ニ事済ニナツテ居ルモノガアルノデアリマス、斯様ナモノニ付キマシテハ、假令商法ノ在來ノ規定ヲ引用致シテ居リマシテモ、將來重ネテ適用スルモノガナイモノデ

アリマスカラ、ソレモ其ノ儘ニ致シマシタ、
是ハ貯蓄債券法ソレカラ復興貯蓄債券法ニ
アリマス、ソレカラ今議會ニ提案セラレマ
シタモノデ、其ノ序デニ別ノ法案トシテ商
法ノ引用ヲ改メマシタソレハ保險業法、地
方鐵道法、登録稅法デアリマス、是等最早適
用ノ餘地ナキモノ及ビ今議會ニ於ケル他ノ
法案ニ於テ引用ノ整理ヲ致シマシタ、ソレ
等ヲ除キマシタモノガ丁度三十八種ニ止マ
ルノデアリマシテ、即チ本案ニ於テ御審議
ヲ願フ次第デアリマス

○委員長(伯爵二荒芳徳君) 御質疑ゴザイ
マセスカ……別ニ御質疑ガゴザイマセスケ
レバ、本日ノ委員會ハ是デ散會ヲ致シタイ
ト思ヒマス

午前十時二十六分散會

出席者左ノ如シ

委員長 伯爵二荒 芳徳君
副委員長 男爵渡邊 修二君
委員

侯爵中山 輔親君
子爵加藤 泰通君
子爵米田 國臣君
男爵前田 勇君
男爵山根 健男君
山岡萬之助君

政府委員

司法政務次官 倉元 要一君
司法省民事局長 大森 洪太君

岩田 宙造君
大澤徳太郎君

昭和十四年三月十五日印刷

昭和十四年三月十六日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局